

介護サービス施設・事業所調査の実施に対し、よくいただくお問い合わせについて、Q&A形式でまとめました。

Q. 介護サービス施設・事業所調査は、どのような調査なのか。

A. 介護サービス施設・事業所調査は、全国の介護サービスの提供状況及び従事者・利用者の状況等を明らかにして、介護サービス行政の推進に役立てるために、平成12年から毎年実施している調査です。

この調査結果が介護保険行政等の施策推進のための基礎資料となります。調査の趣旨をご理解の上、ご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 調査に協力しないといけない法的義務はあるのか。

A. 法的義務はありませんが、統計法に基づく一般統計調査として総務省の承認を受けて、厚生労働省が実施する調査です。

調査の結果は、介護報酬改定や社会保障・税一体改革等、介護保険行政推進の基礎資料として活用されますので、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 抽出調査になったとのことですが、なぜ自分のところが調査対象となったのか。

A. この調査は、平成29年調査まで「全数調査」を行っていましたが、平成30年調査より一部の施設・事業所に調査を行い、その結果で全体の状況を推計する「標本調査」という方法で実施しております。

具体的には、一部のサービス（※1）については、統計理論に基づいた「層化無作為抽出（※2）」という方法で調査対象事業所を選びました。選ばれた事業所の状況により、全国の状況を推計することとなりますので、ご協力をお願いいたします。

※1 抽出対象サービスは、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援となります。この4サービスを選定したのは、サービス毎に検証を行った結果、統計精度が確保され、被調査者の負担軽減及び調査事務の効率化が期待できると判断したためです。

※2 全国の事業所を類似の性格をもったグループに分け、一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的に抽出を行うこと

なお、調査対象となる事業所については、毎年、無作為に抽出しますので、来年も調査対象となる可能性がございます。その際は調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 実施しているサービスの事業所名に「****」が印字されていますが、これは何ですか。

A. 平成30年調査より、一部のサービスについては、抽出にて調査を実施することとなりました。そのため調査票が送付された場合でも、調査票の表紙の「事業所名」に「****このサービスは調査対象外のため、記入不要です****」と印字されているサービスについては、調査対象外となりますので、回答していただく必要はありません。

Q. 何のために利用者票を記入しなくてはいけないのですか。

A. 施設の入所者や訪問看護ステーションの利用者の詳細な状況を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るためにご協力をお願いしております。

なお、利用者票については、入所者・利用者お1人ごとに調査票を1枚作成していただくことから、記入者の御負担を考慮して3年に1度の実施としております。

Q. 基準該当事業所も調査の対象となるのですか。

A. 基準該当事業所についても調査対象としておりますので、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。

Q. 今年、事業所を廃止する予定ですが、調査の対象となるのですか。

A. 「事業廃止届出書」の廃止日が9月30日までの場合、調査票の活動状況の「3廃止」を○で囲み、以降の記入は不要です。

ただし、事業譲渡等により同一の事業所番号で引き続きサービスを継続する場合は、調査票の活動状況の「1活動中」を○で囲み、回答ページへの記入をお願いします。

なお、廃止日が10月1日以降であったり、「事業廃止届出書」が未提出の場合は、調査対象となりますので、調査へのご協力をいただきますようお願いいたします。